

法学部の対面式授業のガイドライン（改訂版）

2021年10月1日 教務委員会委員長

令和3年度第2学期開講授業からのBCPレベル1における法学部での対面式講義・演習は、下記のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ実施する。

（1）講義・演習の実施方法について

- ・講義については、原則オンライン授業とするが、一部の講義は対面も可能とする。
- ・演習については、対面による授業、オンラインによる授業、対面・オンラインの併用での実施を可能とする。

（2）対面式授業受講の際のルール

- ・学生及び担当教員は、毎日の検温を行い、発熱等、体調不良の場合は対面式授業（講義・演習）に参加出来ない（体調回復後も72時間経過までは自宅静養を行うこと）。

※担当教員は、発熱等、体調不良者は参加出来ない旨を学生に予め伝えておき、授業開始時にも体調不良者がいないか必ず確認を行う。体温測定については、文科系総合講義棟1階と法学研究科棟1階サーモグラフィーを設置している。

- ・学生は講義室・演習室等に入退室する際は、各部屋に掲示されているQRコードを読み取り、入退室の登録を行う。その際、体温の登録も必要となる。

（QRコードについては別紙参照）

- ・担当教員は、新型コロナウイルス感染を考慮し、対面式授業（講義・演習）実施の際には、受講者の出席確認を行い、記録しておくこと。
- ・教室利用時はマスクを着用する（厳守）。マスクがない場合には、担当教員へ申し出る。
- ・各教室等の出入口に消毒液を用意し、手指消毒の上、入退室する。（入室前後の手洗いでも可）
- ・教室の利用時は、換気に注意し、原則窓・入口ドアを開放する。ただし、授業実施に支障があるため開放出来ない場合は、定期的に換気を行うこと。
- ・質疑応答のためにマイクを使うことは控える。教員のマイクは使用の都度消毒を行うこと。
- ・利用後は、使用した机、椅子、機器等を消毒液、ペーパータオル（各部屋の入口に設置してある）で消毒する。

- ・教室の出入口は、入口専用と出口専用に分け、出入口付近での受講者同士の接近を回避する。
- ・各教室には利用者がお互いの距離を保てるよう着席不可能な座席に印をつけ、利用者同士が少なくとも1メートル以上の間隔を保つこととする。
- ・授業の前後において、受講学生同士が、密集し、会話をすることを控える。
- ・授業資料等を配布する場合、事前に机に置くなどし、手渡しの配布は禁止する。
- ・持ち込んだ荷物等は、必ず身近に配置し、退出時にはごみ等も含め必ず持ち帰る。
- ・飲料等以外は飲食を禁止する。
- ・定期的に職員が巡回し、ルールが守られていない場合には、職員から指示をすることがある。

(3) 使用教室等について

- ・講義に使用する教室については、時間割表記載の教室とするが、受講者決定の状況により調整をすることがある。
- ・演習に使用する教室については、時間割表記載の教室とし、第2演習室、第3演習室、第4演習室、第5演習室各10名を受講者数の上限とする。